

## 江別市公共交通検討会議設置要綱

### (設置)

第1条 地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、江別市公共交通検討会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (2) 公共交通の利用促進に関する事項
- (3) その他交通会議が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者
- (3) 北海道運輸局札幌運輸支局長が指名する者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の定数は、20人以内とする。

3 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 交通会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、委員の過半数が出席しなければ交通会議を開くことができない。

3 交通会議は、原則として公開とする。

4 交通会議の議事は、出席委員の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 やむを得ない理由のため、交通会議に出席することができない委員は、当該委員の属する団体又は機関に属する者を代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。

6 会長は、必要に応じて委員以外の者を交通会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、企画政策部企画課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、平成24年5月25日から施行する。